2026 年　　月　　日

厚生労働省　　殿
子ども家庭庁　殿

中央社会保障推進協議会（公印略）
東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5F
TEL 03-5808-5344　FAX 03-5808-5345

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増とならないよう財政支援の実施等を求める要望書

国民の福祉向上のために奮闘されていることに、心より敬意を表します。

「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念として、2023 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」を受け、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号。以下「改正法」という）が成立し、2026 年 4 月から子ども・子育て支援金が医療保険から徴収されることになりました。子ども・子育て支援金による、新たな社会保険料負担について「こども未来戦略」では「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としており、改正法附則第 47 条においても明記されたところです。

しかし、国民健康保険の被保険者は、不安定雇用労働者、中小零細企業従事者、年金受給者が多く、「均等割」「平等割」などの応益保険料があることで、所得に応じた「所得割」の被用者保険労働者とは異なり、賃上げ効果を享受することは困難です。結果として、子ども・子育て支援納付金に係る保険料は、実質的な負担増になることが避けられません。

そもそも医療保険料に医療給付とは別の目的で上乗せすることは社会保険の原理に反します。本来、子育てのための財源は国の責任で行うべきです。

政府が子ども・子育て支援納付金に係る保険料について「実質的な負担は生じない」としたことを踏まえ、次のことを要望します。

記

1. 2026 年 4 月から「子ども・子育て支援金」を医療保険料に上乗せして徴収しないこと
2. 子ども・子育て支援納付金に係る保険料について、政府が「実質的な負担は生じない」としたことを踏まえ、被保険者の「実質的な負担増」とならないよう、改正法付則 47 条 5 項に基づき必要な財政措置を速やかに行うこと

団体・個人名 .....

住所 .....